

**第41回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
(R3.11.24) 結果**

1 市主催事業及び市施設等の取扱いについて

(1) 市主催事業等の取扱い

【期 間】令和3年11月25日(木)から

市が主催・共催するイベント、行事(審議会などの会議を含む。)については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

※指定管理者に対しても、同様の対応を要請する。

		施設の収容定員		
		5千人以下	5千~1万人	10,001人以上
大声なし	【安全計画の策定あり】 ○対象 「参加予定人数が5,000人超」かつ「収容率50%超」のイベント (「大声なし」の場合に限る。)	収容定員まで		
	安全計画の策定なし	収容定員まで	5千人まで	収容定員の半分まで
大声あり		収容定員の半分まで		

※イベントは、参加予定人数が1,000人超のものとする。

(2) 屋内施設及び屋外施設の取扱いについて

【期 間】令和3年11月25日(木)から

施設を使用する場合は、主催者などに対して徹底した感染防止対策を行うよう、引き続き要請する。

◇以下の感染防止対策を徹底する。

- ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染防止対策
- ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
- ・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染防止対策